

意見書

2025年12月18日

組織名 日本製鉄株式会社

氏名 岩井 尚彦

所用のため、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第4回）を欠席いたしますので、以下の通り、書面にて意見を提出させていただきます。

先般送付いただいたディスクロージャーWG 報告書案につき、セーフハーバー・ルールの適用される情報の範囲及びその適用要件、また、確認書制度の見直しについて意見を述べさせていただきます。

セーフハーバー・ルールに記載の「将来情報等」の定義については、第2回のWGで意見させていただいたとおり「非財務情報のうちの将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から取得した情報」ということに異議はございません。

なお、本報告案の「将来情報等」の定義については、内閣府令の開示ガイドライン改正においても、ディスクロージャーWGでの議論に沿って明記いただくようお願い申し上げます。併せて、現状では「将来情報」が記載箇所を限定する形で記載されており、このような記載場所を限定する記載は撤廃いただくようお願い申し上げます。

次にセーフハーバー・ルールの適用要件についてですが、こちらも第2回のWGで意見させていただいたとおり、本来は挙証責任を原告側に戻した上で主觀要件を過失責任から重過失責任に見直す方法が望ましいと考えております。一方、こちらもその際に述べさせていただきましたが、「合理性が確保されていると認められる場合」とする事務局案についても、実質的に企業の挙証実務負荷が生じないよう明確にしていただければ賛同し得るものと思っております。また、「合理性が確保されていると認められる場合」において追加記載が要求されており、この追加記載自体にも問題はないと考えております。

一方、当該追加記載に係る中で、「真実であることを前提に、これらの開示をもってセーフハーバー・ルールが適用される」という記載の、「真実であることを前提に」という記述については、作成者が挙証責任を負うことを惹起させるため不要と考えております。

最後に、確認書制度の見直しについてです。こちらも第1回、第2回WGの発言の繰り返しにはなりますが、現行の確認書の範囲が有価証券報告全体に及んでいることから、改めて記載事項を追記する必要性はないと考えております。追加記載の趣旨として、経営者の適正な情報開示に対する意識向上やセーフハーバー・ルールの要件との接続とありますが、これらは有価証券報告書に記載することで趣旨は達成されると思います。また、諸外国制度との整合性についても、諸外国制度では我が国のような準拠すべき法律名の記載がないため重複感がなくそもそも違いがあると考えます。これらを踏まえると、追記は本質的でなくかえって確認書の形骸化を招く懸念もあり、追加記載は不要と主張させていただきます。

以上